

富里市立図書館雑誌スポンサー覚書

富里市と本制度の趣旨に賛同する企業，個人の事業者，団体等（以下「雑誌スポンサー」という。）は雑誌スポンサー等に関し，以下のとおり覚書を締結する。

（内容）

第1条 富里市は，雑誌スポンサーからスポンサー料の納入があったときは最新号の雑誌カバーに広告を掲出することができるものとする。

2 雑誌スポンサーは，スポンサー費用を，富里市が指定する方法で一括先払いするものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 富里市は，雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて，カバーの表紙面に雑誌スポンサーの名称を掲載し，裏面に広告を掲載する。広告の内容等については，事前に双方で協議を行うものとする。

（提供期間）

第3条 雑誌スポンサーが富里市に対して雑誌を提供する期間は，平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（広告掲載の責務）

第4条 認定雑誌スポンサーは掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 雑誌スポンサーは，広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと，広告の内容等に係るすべての権利手続等が完了していることを，富里市に対して保障するものとする。

3 第三者から広告に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は，雑誌スポンサーが解決するものとする。

（免責事項）

第5条 雑誌スポンサーは，蔵書点検，災害その他の理由により図書館が臨時に閉館となる場合があることをあらかじめ承諾するとともに，閉館による閲覧の停止に伴う損害賠償の支払い，その他の費用請求を市に対して行わない

ものとする。

(広告掲載の取り消し)

第6条 富里市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告の内容が、富里市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第3条及び10条のいずれかに該当することが明らかになったとき
- (2) 雑誌スポンサーが富里市の申し入れる広告の修正及び削除に応じないとき

第7条 本覚書に定めのない事項については、富里市及び雑誌スポンサーは誠意をもって協議し、解決するものとする。

本覚書は2通作成し、双方署名捺印のうえ、各1通を保管するものとする。

年 月 日

(富里市)

住所 富里市七栄652-1

富里市長

(雑誌スポンサー)

住所

名称

代表者氏名